

税金

市税などの口座振替手続き

◇亡くなった方の口座から、固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替をしていた場合、口座振替の廃止または口座振替の変更登録の手続きが必要です。

◇口座振替の廃止や変更登録の手続きは、各金融機関窓口で行ってください。

手続き用紙は市内金融機関窓口にて備え付けてあります。市外の金融機関窓口での手続きをご希望の場合は、収税課などの相談窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・口座振替廃止：廃止する口座番号のわかるもの（通帳など）、通帳印、納税義務者がわかるもの（納税通知書など）
- ・口座振替変更：新しく登録する口座番号がわかるもの（通帳など）、通帳印、納税義務者がわかるもの（納税通知書など）

受付窓口

各金融機関窓口：常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・常陸農業協同組合・ゆうちょ銀行

相談窓口

- ・市税について：本所 収税課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について：本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課
- ・介護保険料について：本所 高齢福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

期限

早めにお手続きください。

※上記のほか、負担金や利用料などの口座振替を亡くなった方の口座から行っている場合には、口座振替の廃止または変更の手続きが必要になります。詳しくは、ご利用の窓口や施設などにご確認ください。

未登記家屋の名義変更

◇亡くなった方が未登記家屋をお持ちであった場合、家屋補充課税台帳登録名義人異動申告書の提出が必要です。

持ち物

- ・相続したことがわかる書類（笠間市に戸籍、住民票のある方については②と③は提出不要です。）
- ①相続関係説明図（法務局で発行された法定相続情報一覧図の写しを提出していただければ②は不要です。）
- ②被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍、除住民票及び被相続人と相続人の関係を証明する戸籍の写し（除住民票の代わりに戸籍の附票でも結構です。）
- ③新名義人の住民票の写し
- ④特別受益者がいる場合、特別受益者全員分の特別受益証明書（原本）および印鑑証明書の写し
- ⑤遺産分割協議が行われた場合、遺産分割協議書および相続人全員分の印鑑証明書の写し

受付窓口

本所 税務課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期限

早めにお手続きください。

現所有者申告書の届出

◇亡くなった方が土地・家屋を所有している場合、現所有者申告書（納税通知書などを受け取る、相続人代表者の方の届出）の提出が必要です。

持ち物

- ①代表者の本人確認書類の写し（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード+運転免許証など）
 - ②法定相続情報一覧図の写しまたは相続関係説明図の写し（法務局で発行された法定相続情報一覧図の写しがあれば、③の戸籍・除籍謄本などは不要です）
 - ③戸籍・除籍謄本などの写し（被相続人の死亡、被相続人と相続人との続柄がわかるもの）
 - ④遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書の写し（遺産分割協議があった場合）
 - ⑤遺言書の写し（遺言書があった場合）
- ※②～⑤の書類は、申告書提出時点ですでに所持されている方のみお願いします。

受付窓口

本所 税務課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期限

早めにお手続きください。